

平成31年1月21日

平成30年度新任判事補研修

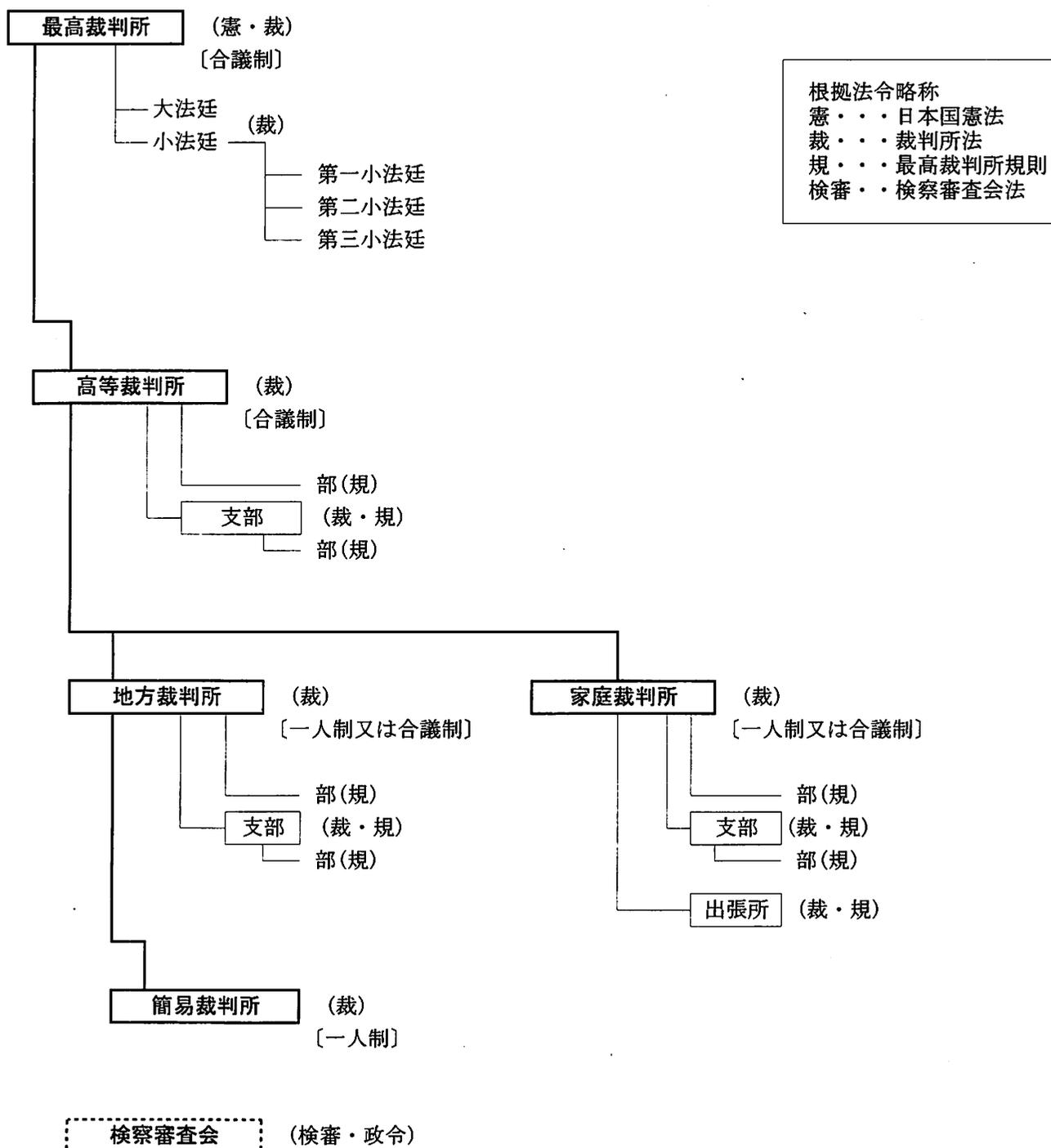
資 料 目 録

資 料 1	裁判所機構図
資 料 2	地方裁判所本庁の組織図
資 料 3	裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成30年度）
条文集 1	裁判所法
条文集 2	下級裁判所事務処理規則
条文集 3	最高裁判所事務総局分課規程
条文集 4	大法廷首席書記官等に関する規則
条文集 5	大法廷首席書記官等に関する規則の運用について

裁判所機構図

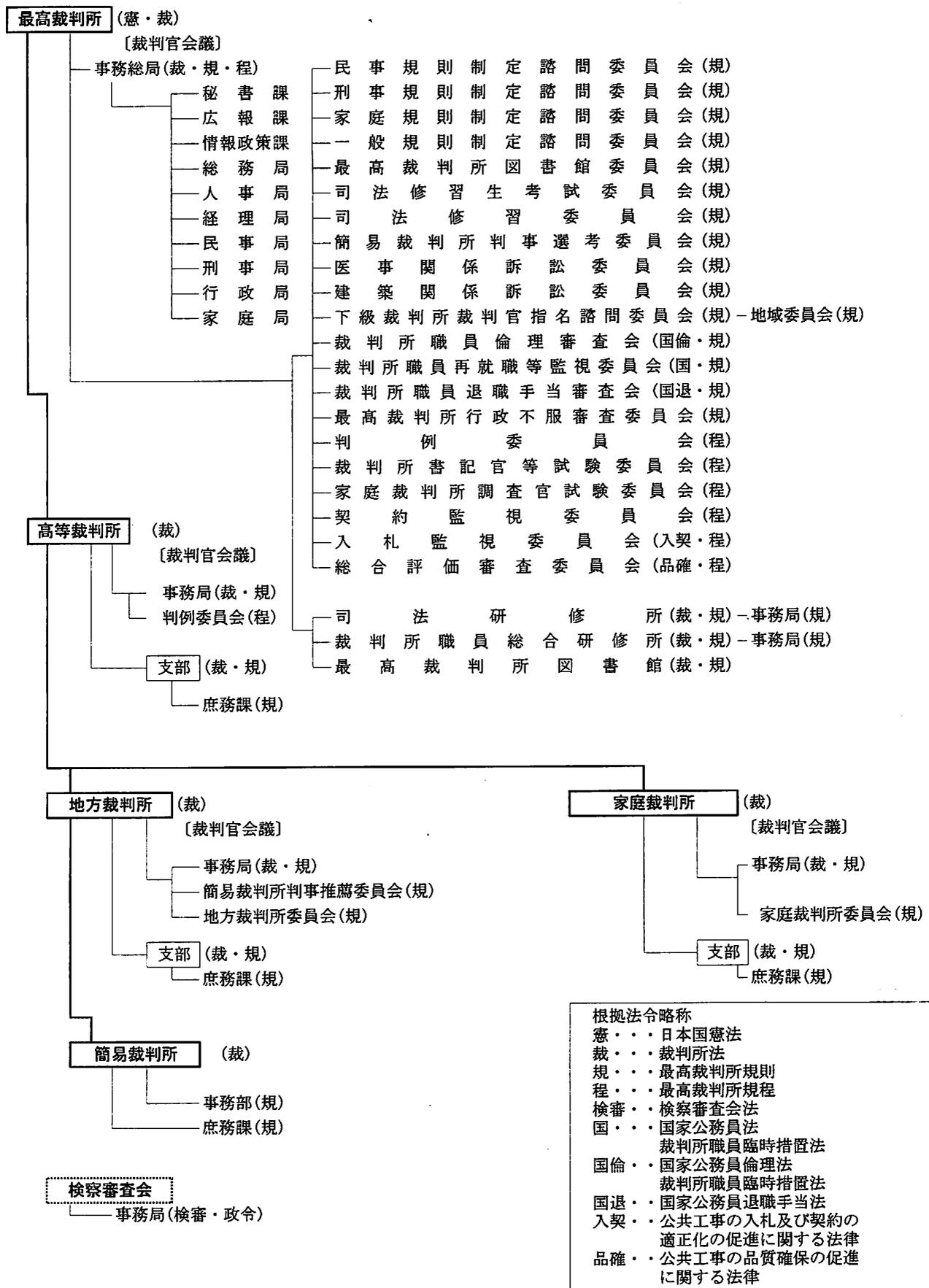
裁判所の機構は、日本国憲法や裁判所法などの各種法令に基づき定められており、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、裁判官が合議制又は一人制で各種の事件（民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件）を審理裁判します。司法行政部門では、意思決定機関である裁判官会議のもと、これを補佐する機関として事務総局や事務局（総務課、人事課、会計課等）、研修所などが設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っています。このほか、司法行政に関する事項について調査審議する各種の委員会が設置されています。

－ 裁 判 部 門 －



(注) 特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられている（知的財産高等裁判所設置法）。

— 司法行政部門 —

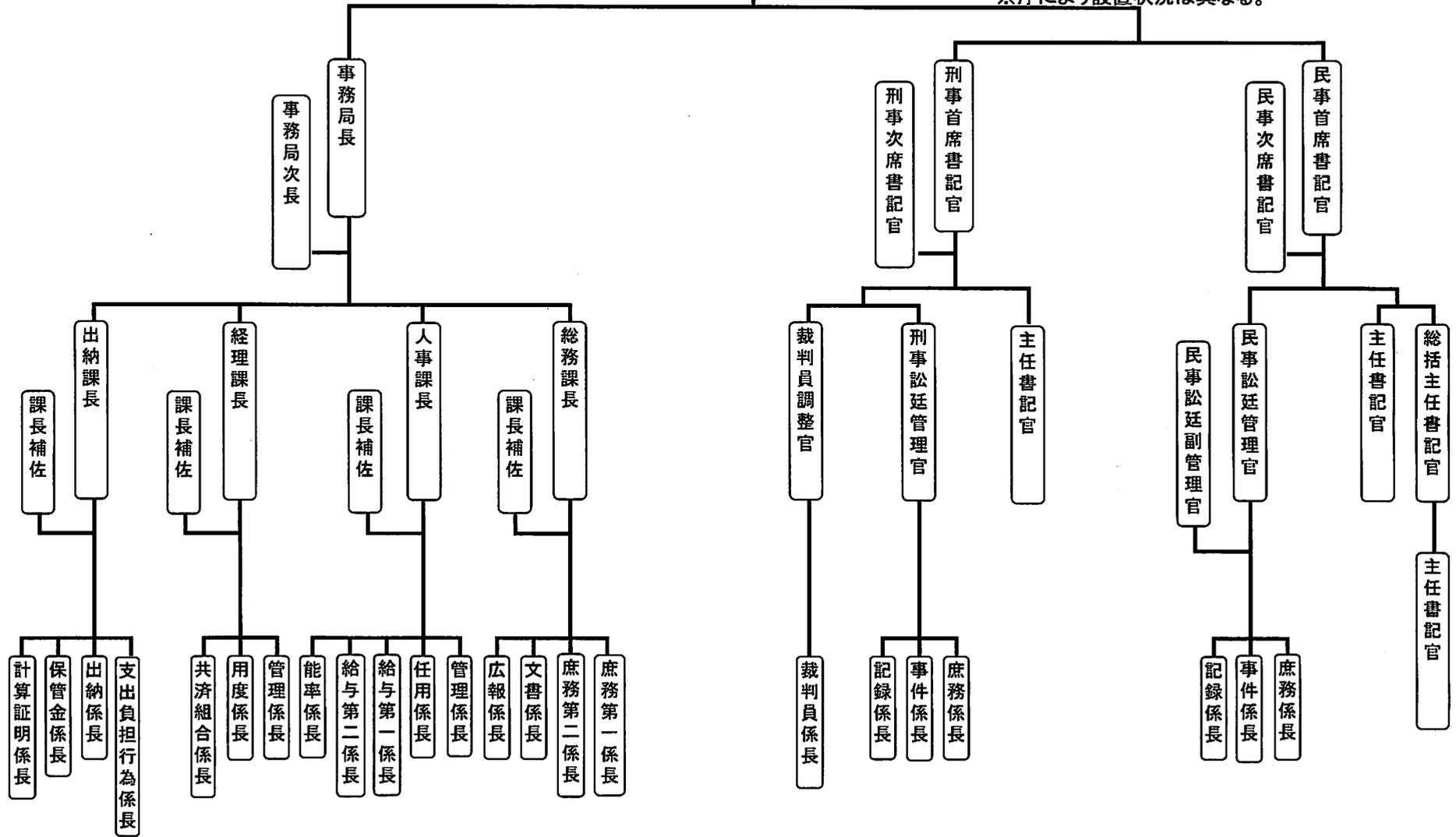


(注) 知的財産高等裁判所には、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」, 「知的財産高等裁判所事務局」が置かれている(知的財産高等裁判所設置法)。

地方裁判所本庁

東京・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・
神戸・名古屋・福岡・札幌

※庁により設置状況は異なる。



【資料3】

裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成30年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁判官	最高裁長官・最高裁判事・高裁長官	23
	判 事	2,085
	判 事 補	952
	簡 易 裁 判 所 判 事	806
	計	3,866
一般職	書 記 官	9,853
	速 記 官	213
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,596
	事 務 官	9,346
	そ の 他	840
	計	21,848
合 計		25,714

裁判所法

発令 : 昭和22年4月16日法律第59号

最終改正 : 平成29年6月21日法律第67号

改正内容 : 平成29年4月26日号外法律第23号[平成29年11月1日]

○裁判所法

[昭和二十二年四月十六日法律第五十九号]

[総理・司法大臣副署]

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た裁判所法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裁判所法目次

第一編 総則

第二編 最高裁判所

第三編 下級裁判所

第一章 高等裁判所

第二章 地方裁判所

第三章 家庭裁判所

第四章 簡易裁判所

第四編 裁判所の職員及び司法修習生

第一章 裁判官

第二章 裁判官以外の裁判所の職員

第三章 司法修習生

第五編 裁判事務の取扱

第一章 法廷

第二章 裁判所の用語

第三章 裁判の評議

第四章 裁判所の共助

第六編 司法行政

第七編 裁判所の経費

裁判所法

第一編 総則

第一条 (この法律の趣旨) 日本国憲法に定める最高裁判所及び下級裁判所については、この法律の定めるところによる。

第二条 (下級裁判所) 下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所とする。

② 下級裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に法律でこれを定める。

第三条 (裁判所の権限) 裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

② 前項の規定は、行政機関が前審として審判することを妨げない。

③ この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない。

第四条 (上級審の裁判の拘束力) 上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について

下級審の裁判所を拘束する。

第五条（裁判官） 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

② 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

③ 最高裁判所判事の員数は、十四人とし、下級裁判所の裁判官の員数は、別に法律でこれを定める。

第二編 最高裁判所

第六条（所在地） 最高裁判所は、これを東京都に置く。

第七条（裁判権） 最高裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 上告

二 訴訟法において特に定める抗告

第八条（その他の権限） 最高裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第九条（大法廷・小法廷） 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判をする。

② 大法廷は、全員の裁判官の、小法廷は、最高裁判所の定める員数の裁判官の合議体とする。但し、小法廷の裁判官の員数は、三人以上でなければならない。

③ 各合議体の裁判官のうち一人を裁判長とする。

④ 各合議体では、最高裁判所の定める員数の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができる。

第十条（大法廷及び小法廷の審判） 事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによる。但し、左の場合においては、小法廷では裁判をすることができない。

一 当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するとき。（意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。）

二 前号の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めるとき。

三 憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。

第十一条（裁判官の意見の表示） 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。

第十二条（司法行政事務） 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。

② 裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

第十三条（事務総局） 最高裁判所の庶務を掌らせるため、最高裁判所に事務総局を置く。

第十四条（司法研修所） 裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第十四条の二（裁判所職員総合研修所） 裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に裁判所職員総合研修所を置く。

第十四条の三（最高裁判所図書館） 最高裁判所に国立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

第三編 下級裁判所

第一章 高等裁判所

第十五条（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所長官及び相応な員数の判事でこれを構成する。

第十六条（裁判権） 高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴

二 第七条第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告

三 刑事に関するものを除いて、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告

四 刑法〔明治四〇年四月法律第四五号〕第七十七条乃至第七十九条の罪に係る訴訟の第一審
第十七条（その他の権限） 高等裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第十八条（合議制） 高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

② 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。但し、第十六条第四号の訴訟については、裁判官の員数は、五人とする。

第十九条（裁判官の職務の代行） 高等裁判所は、裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事にその高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

② 前項の規定により当該高等裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、最高裁判所は、他の高等裁判所又はその管轄区域内の地方裁判所若しくは家庭裁判所の判事に当該高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

第二十条（司法行政事務） 各高等裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各高等裁判所長官が、これを総括する。

② 各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。

第二十一条（事務局） 各高等裁判所の庶務を掌らせるため、各高等裁判所に事務局を置く。

第二十二条（支部） 最高裁判所は、高等裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その高等裁判所の管轄区域内に、高等裁判所の支部を設けることができる。

② 最高裁判所は、高等裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第二章 地方裁判所

第二十三条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第二十四条（裁判権） 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 第三十三条第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟（第三十一条の三第一項第二号の人事訴訟を除く。）及び第三十三条第一項第一号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審

二 第十六条第四号の罪及び罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟の第一審

三 第十六条第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴

四 第七条第二号及び第十六条第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十五条（その他の権限） 地方裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において

特に定める権限及び他の法律において裁判所の権限に属するものと定められた事項の中で地方裁判所以外の裁判所の権限に属させていない事項についての権限を有する。

第二十六条（一人制・合議制） 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

② 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ三第一項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第二条又は第三条の罪を除く。）に係る事件

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

③ 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第二十七条（判事補の職権の制限） 判事補は、他の法律に特別の定めのある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

② 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第二十八条（裁判官の職務の代行） 地方裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する高等裁判所は、その管轄区域内の他の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

② 前項の規定により当該地方裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、最高裁判所は、その地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所以外の高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所、家庭裁判所又はその高等裁判所の裁判官に当該地方裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第二十九条（司法行政事務） 最高裁判所は、各地方裁判所の判事のうち一人に各地方裁判所長を命ずる。

② 各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長が、これを総括する。

③ 各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の判事でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。

第三十条（事務局） 各地方裁判所の庶務を掌らせるため、各地方裁判所に事務局を置く。

第三十一条（支部・出張所） 最高裁判所は、地方裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に、地方裁判所の支部又は出張所を設けることができる。

② 最高裁判所は、地方裁判所の支部に勤務する裁判官を定める。

第三章 家庭裁判所

第三十一条の二（構成） 各家庭裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一条の三（裁判権その他の権限） 家庭裁判所は、次の権限を有する。

一 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）で定める家庭に関する事件の審判及び調停

二 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）で定める人事訴訟の第一審の裁判

三 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）で定める少年の保護事件の審判

- ② 家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。
- 第三十一条の四（一人制・合議制） 家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、次項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。
- ② 次に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。ただし、審判を終局させる決定並びに法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定めがあるときは、その定めに従う。
- 一 合議体で審判又は審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件
 - 二 他の法律において合議体で審判又は審理及び裁判をすべきものと定められた事件
- ③ 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。
- 第三十一条の五（地方裁判所の規定の準用） 第二十七条乃至第三十一条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

第四章 簡易裁判所

- 第三十二条（裁判官） 各簡易裁判所に相応な員数の簡易裁判所判事を置く。
- 第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。
- 一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）
 - 二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第百八十六条、第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟
- ② 簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。ただし、刑法第百三十条の罪若しくはその未遂罪、同法第百八十六条の罪、同法第二百三十五条の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二条、第二百五十四条若しくは第二百五十六条の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三十一条から第三十三条までの罪若しくは質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十条から第三十二条までの罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四条第一項の規定によりこれらの罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。
- ③ 簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならない。
- 第三十四条（その他の権限） 簡易裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。
- 第三十五条（一人制） 簡易裁判所は、一人の裁判官でその事件を取り扱う。
- 第三十六条（裁判官の職務の代行） 簡易裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。
- ② 前項の規定により当該簡易裁判所のさし迫つた必要をみたすことができない特別の事情があるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する高等裁判所は、同項に定める裁判官以外のその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官又は地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。
- 第三十七条（司法行政事務） 各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁判所の裁判官が、一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。
- 第三十八条（事務の移転） 簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことが

できないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。

第四編 裁判所の職員及び司法修習生

第一章 裁判官

第三十九条（最高裁判所の裁判官の任免） 最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。

- ② 最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。
- ③ 最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。
- ④ 最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。

第四十条（下級裁判所の裁判官の任免） 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

- ② 高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。
- ③ 第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

第四十一条（最高裁判所の裁判官の任命資格） 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

- 一 高等裁判所長官
- 二 判事
- 三 簡易裁判所判事
- 四 検察官
- 五 弁護士
- 六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は准教授

- ② 五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号から第六号までに掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号から第六号までに掲げる職の在職とみなす。
- ③ 前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。
- ④ 三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十二条（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

- 一 判事補
- 二 簡易裁判所判事
- 三 検察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

- ② 前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在った者が裁判所事務官、法務事務官又は法務教官の職に在ったときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。
- ③ 前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在った年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在った年数とする。
- ④ 三年以上前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在った者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在った年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在った年数についても、同様とする。

第四十三条（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

第四十四条（簡易裁判所判事の任命資格） 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在った者又は次の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在ってその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 検察官

三 弁護士

四 裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務事務官又は法務教官

五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

- ② 前項の規定の適用については、同項第二号乃至第四号に掲げる職に在った年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在った年数とする。
- ③ 司法修習生の修習を終えないで検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在った年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十五条（簡易裁判所判事の選考任命） 多年司法事務にたずさわりの、その他簡易裁判所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前条第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができる。

- ② 簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

第四十六条（任命の欠格事由） 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第四十七条（補職） 下級裁判所の裁判官の職は、最高裁判所がこれを補する。

第四十八条（身分の保障） 裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された

場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

第四十九条（懲戒） 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

第五十条（定年） 最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年に達した時に退官する。

第五十一条（報酬） 裁判官の受ける報酬については、別に法律でこれを定める。

第五十二条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第二章 裁判官以外の裁判所の職員

第五十三条（最高裁判所事務総長） 最高裁判所に最高裁判所事務総長一人を置く。

② 最高裁判所事務総長は、最高裁判所長官の監督を受けて、最高裁判所の事務総局の事務を掌理し、事務総局の職員を指揮監督する。

第五十四条（最高裁判所の裁判官の秘書官） 最高裁判所に最高裁判所長官秘書官一人及び最高裁判所判事秘書官十四人を置く。

② 最高裁判所長官秘書官は、最高裁判所長官の、最高裁判所判事秘書官は、最高裁判所判事の命を受けて、機密に関する事務を掌る。

第五十五条（司法研修所教官） 最高裁判所に司法研修所教官を置く。

② 司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第五十六条（司法研修所長） 最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

② 司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第五十六条の二（裁判所職員総合研修所教官） 最高裁判所に裁判所職員総合研修所教官を置く。

② 裁判所職員総合研修所教官は、上司の指揮を受けて、裁判所職員総合研修所における裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養の指導をつかさどる。

第五十六条の三（裁判所職員総合研修所長） 最高裁判所に裁判所職員総合研修所長を置き、裁判所職員総合研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

② 裁判所職員総合研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、裁判所職員総合研修所の事務を掌理し、裁判所職員総合研修所の職員を指揮監督する。

第五十六条の四（最高裁判所図書館長） 最高裁判所に最高裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

② 最高裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて最高裁判所図書館の事務を掌理し、最高裁判所図書館の職員を指揮監督する。

③ 前二項の規定は、国立国会図書館法〔昭和二三年二月法律第五号〕の規定の適用を妨げない。

第五十六条の五（高等裁判所長官秘書官） 各高等裁判所に高等裁判所長官秘書官各一人を置

く。

② 高等裁判所長官秘書官は、高等裁判所長官の命を受けて、機密に関する事務をつかさどる。
第五十七条（裁判所調査官） 最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に裁判所調査官を置く。

② 裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、知的財産又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査その他他の法律において定める事務をつかさどる。

第五十八条（裁判所事務官） 各裁判所に裁判所事務官を置く。

② 裁判所事務官は、上司の命を受けて、裁判所の事務を掌る。

第五十九条（事務局長） 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所に事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

② 各高等裁判所の事務局長は、各高等裁判所長官の、各地方裁判所の事務局長は、各地方裁判所長官の、各家庭裁判所の事務局長は、各家庭裁判所長官の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

第六十条（裁判所書記官） 各裁判所に裁判所書記官を置く。

② 裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他他の法律において定める事務を掌る。

③ 裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。

④ 裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

⑤ 裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

第六十条の二（裁判所速記官） 各裁判所に裁判所速記官を置く。

② 裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

③ 裁判所速記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十一条（裁判所技官） 各裁判所に裁判所技官を置く。

② 裁判所技官は、上司の命を受けて、技術を掌る。

第六十一条の二（家庭裁判所調査官） 各家庭裁判所及び各高等裁判所に家庭裁判所調査官を置く。

② 家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌る。

③ 最高裁判所は、家庭裁判所調査官の中から、首席家庭裁判所調査官を命じ、調査事務の監督、関係行政機関その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

④ 家庭裁判所調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十一条の三（家庭裁判所調査官補） 各家庭裁判所に家庭裁判所調査官補を置く。

② 家庭裁判所調査官補は、上司の命を受けて、家庭裁判所調査官の事務を補助する。

第六十二条（執行官） 各地方裁判所に執行官を置く。

- ② 執行官に任命されるのに必要な資格に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。
- ③ 執行官は、他の法律の定めるところにより裁判の執行、裁判所の発する文書の送達その他の事務を行う。
- ④ 執行官は、手数料を受けるものとし、その手数料が一定の額に達しないときは、国庫から補助金を受ける。

第六十三条（廷吏） 各裁判所に廷吏を置く。

- ② 廷吏は、法廷において裁判官の命ずる事務その他最高裁判所の定める事務を取り扱う。
- ③ 各裁判所は、執行官を用いることができないときは、その裁判所の所在地で書類を送達するために、廷吏を用いることができる。

第六十四条（任免） 裁判官以外の裁判所の職員の任免は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを行う。

第六十五条（勤務裁判所の指定） 裁判所調査官、裁判所事務官（事務局長たるものを除く。）、裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補、執行官及び裁判所技官の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを定める。

第六十五条の二（裁判官以外の裁判所の職員に関する事項） 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

第三章 司法修習生

第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

- ② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- ③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

- ② 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。
- ③ 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。
- ④ 住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。
- ⑤ 移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

⑥ 前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十七条の三（修習専念資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

② 修習専念資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

③ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となつたとき、又は修習専念資金の貸与を受けた者について修習専念資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

④ 最高裁判所は、修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなつたときは、その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、修習専念資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条（罷免等） 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

② 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

第五編 裁判事務の取扱

第一章 法廷

第六十九条（開廷の場所） 法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。

② 最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。

第七十条（公開停止の手續） 裁判所は、日本国憲法第八十二条第二項の規定により対審を公開しないで行うには、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならない。

第七十一条（法廷の秩序維持） 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。

② 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

第七十一条の二（警察官の派出要求） 裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、警視總監又は道府県警察本部長に警察官の派出を要求することができる。法廷における秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、開廷前においてもその要求をすることができる。

② 前項の要求により派出された警察官は、法廷における秩序の維持につき、裁判長又は一人の

裁判官の指揮を受ける。

第七十二条（法廷外における処分） 裁判所が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、裁判長又は一人の裁判官は、裁判所の職務の執行を妨げる者に対し、退去を命じ、その他必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

② 前条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

③ 前二項に規定する裁判長の権限は、裁判官が他の法律の定めるところにより法廷外の場所で職務を行う場合において、その裁判官もこれを有する。

第七十三条（審判妨害罪） 第七十一条又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千円〔二万円〕以下の罰金に処する。

第二章 裁判所の用語

第七十四条（裁判所の用語） 裁判所では、日本語を用いる。

第三章 裁判の評議

第七十五条（評議の秘密） 合議体とする裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

② 評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

第七十六条（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第七十七条（評決） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

② 過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

第七十八条（補充裁判官） 合議体の審理が長時日にわたることの予見される場合においては、補充の裁判官が審理に立ち会い、その審理中に合議体の裁判官が審理に関与することができなくなつた場合において、あらかじめ定める順序に従い、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判をすることができる。但し、補充の裁判官の員数は、合議体の裁判官の員数を越えることができない。

第四章 裁判所の共助

第七十九条（裁判所の共助） 裁判所は、裁判事務について、互に必要な補助をする。

第六編 司法行政

第八十条（司法行政の監督） 司法行政の監督権は、左の各号の定めるところによりこれを行う。

一 最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する。

二 各高等裁判所は、その高等裁判所の職員並びに管轄区域内の下級裁判所及びその職員を監督する。

三 各地方裁判所は、その地方裁判所の職員並びに管轄区域内の簡易裁判所及びその職員を監督する。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

五 第三十七条に規定する簡易裁判所の裁判官は、その簡易裁判所の裁判官以外の職員を監督する。

第八十一条（監督権と裁判権との関係） 前条の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

第八十二条（事務の取扱方法に対する不服） 裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。

第七編 裁判所の経費

第八十三条（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

② 前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

附 則

① この法律は、日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕から、これを施行する。

② 裁判所構成法〔明治二三年二月法律第六号〕、裁判所構成法施行条例〔明治二三年三月法律第二二号〕、判事懲戒法〔明治二三年八月法律第六八号〕及び行政裁判法〔明治二三年六月法律第四八号〕は、これを廃止する。

③ 最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は検察官をもつて司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官に、裁判官をもつて裁判所調査官にそれぞれ充てることができる。

附 則〔昭和二二年一〇月二九日法律第一二六号〕

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則〔昭和二二年一二月一七日法律第一九五号〕

〔施行期日〕

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

〔この法律の施行前における司法次官等としての在職の取扱〕

第十八条 この法律施行前における司法次官、司法事務官及び司法教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条及び第四十四条並びに検察庁法〔昭和二二年四月法律第六一号〕第十九条の規定の適用については、夫々法務庁〔法務省〕の各長官、法務庁事務官〔法務事務官〕及び法務庁教官〔法務教官〕の在職とみなす。

附 則〔昭和二三年一月一日法律第一号〕

沿革

昭和二三年 七月一二日号外法律第一四六号〔判事補の職権の特例等に関する法律附則六条による改正〕

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則〔昭和二三年七月一二日法律第一四六号抄〕

〔施行期日〕

第四条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔裁判所法の一部改正〕

第六条 裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第一号）の一部を次のように改正す

る。

附則第二項から第四項までを削る。

附 則〔昭和二十三年一月二日法律第二六〇号〕

〔施行期日〕

第十条 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四条の二、第五十六条の二、判事補の職権の特例等に関する法律〔昭和二十三年七月法律第一四六号〕第二条の二及び裁判所職員の定員に関する法律〔昭和二十二年四月法律第六四号〕第六条の規定並びに裁判所法第十条、第六十三条第一項及び裁判所職員の定員に関する法律第四条を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

〔この法律の施行前に公訴の提起があつた事件に関する経過規定〕

第十一条 第一条中裁判所法第十六条、第二十四条及び第三十三条を改正する規定は、この法律施行前に公訴の提起があつた事件については適用しない。

2 前項の事件については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

〔この法律の施行前における少年審判官として在職の取扱〕

第十二条 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一条、第四十二条及び第四十四条の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

〔少年事件についての家庭裁判所の管轄〕

第十三条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六十三条第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件が係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

〔現に家事審判所等に係属中の事件に関する経過規定〕

第十四条 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法〔昭和二十二年一月法律第一五二号〕（以下旧家事審判法という。）第四条の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日に、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

2 家事審判所の審判に関する抗告事件及び旧家事審判法第四条の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行為は、別段の定めのある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という。）の適用については、同法によつてした行為とみなす。

〔この法律の施行前に確定した審判等に関する経過規定〕

第十五条 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

〔この法律の施行前にした行為に対する罰則等に関する経過規定〕

第十六条 この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に参与員又は調停委員の職にあつた者の行為に対する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

〔家事審判所の審判とみなされた裁判に関する経過規定〕

第十七条 家事審判法施行法(昭和二十二年法律第百五十三号)によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

〔家事審判所に差し戻すべき事件に関する経過規定〕

第十八条 家事審判法施行法第二十四条第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

2 前項の規定によつて差し戻した場合には、その事件において家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法〔明治三十一年六月法律第一四号〕によつてした裁判所その他の者の行為は、新家事審判法の適用については、同法によつてした行為とみなす。

〔民法の一部を改正する規定により家事審判所が行うべき審判に関する経過規定〕

第十九条 民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)附則第十四条第二項又は第二十七条第三項(同法附則第二十五条第二項但書、第二十六条第二項及び第二十八条において準用する場合を含む。)の規定によつて家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後は、家庭裁判所が行う。

附 則〔昭和二十四年五月三十一日法律第一三六号抄〕

1 この法律のうち、法務府設置法〔昭和二十二年一二月法律第一九三号〕第十三条の七の規定は犯罪者予防更生法〔昭和二十四年五月法律第一四二号〕が施行される日〔昭和二十四年七月一日〕から、その他の規定は昭和二十四年六月一日から施行する。

4 この法律施行前における法務庁の各長官、法務庁事務官及び法務庁教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条(判事補の職権の特例等に関する法律〔昭和二十三年七月法律第一四六号〕第一条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十四条の規定の適用については、それぞれ法務府の各長官、法務府事務官及び法務府教官の在職とみなす。

附 則〔昭和二十四年六月一日法律第一七七号〕

沿革

昭和四〇年 三月三十一日号外法律第二七号〔裁判所法の一部を改正する法律附則三項による改正〕

1 この法律のうち、裁判所法第六十条、第六十条の二、及び第六十五条の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2 この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際現に裁判所書記に補せられている裁判所事務官で、裁判所書記官に任命されないものは、別に辞令を發せられないときは、兼ねて裁判所書記官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

3 他の法令中「裁判所書記」とあるのは、「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

附 則〔昭和二十五年四月一四日法律第九六号〕

沿革

昭和二十九年 五月二七日法律第一二六号〔裁判所法の一部を改正する法律附則九項による改正〕

1 この法律のうち、裁判所法第六十一条の二、第六十一条の三及び第六十五条の改正規定、檢察審査会法〔昭和二十三年七月法律第一四七号〕第六条第六号の改正規定中少年調査官及び少年調査官補に関するもの並びに少年法〔昭和二十三年七月法律第一六八号〕の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の部分は公布の日から施行する。

2 この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際現に少年保護司に補せられている裁

判所事務官で、少年調査官に任命されないものは、別に辞令を発せられないときは、裁判所事務官を兼ねて少年調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

附 則〔昭和二五年一二月二〇日法律第二八七号〕

- 1 この法律のうち、第三十三条の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 第三十三条の改正規定の施行前に地方裁判所に訴又は公訴の提起があつた事件については、同条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔昭和二六年三月三〇日法律第五九号〕

沿革

昭和二九年 五月二七日法律第一二六号〔裁判所法の一部を改正する法律附則一〇項による改正〕

- 1 この法律のうち、裁判所法第六十五条の二及び国家公務員法第二条の改正規定は昭和二十七年一月一日から、その他の規定は昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 裁判所法第三十一条の三第二項の改正規定施行前に家庭裁判所に公訴の提起があつた事件については、同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔昭和二六年一二月六日法律第二九八号〕

- 1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。
- 2 改正後の裁判所職員定員法〔昭和二六年三月法律第五三号〕第二条の規定による定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。
- 3 この法律の施行に基く定員の改正により、昭和二十七年一月一日から同年六月三十日までの間において降任され、免職されその他不利益な処分を受ける者については、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十九条から第九十二条までの規定は、準用しない。

附 則〔昭和二七年七月三十一日法律第二六八号抄〕

沿革

昭和五三年 六月二三日法律第八二号〔司法書士法の一部を改正する法律附則一一項による改正〕

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 4 この法律の施行前における法務府の各長官、法務総裁官房長、法務府事務官及び法務府教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律〔昭和二三年七月法律第一四六号〕第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法〔昭和二二年四月法律第六一号〕第十九条、弁護士法〔昭和二四年六月法律第二〇五号〕第五条並びに司法書士法〔昭和二五年五月法律第一九七号〕第三条の規定の適用については、それぞれ法務省の事務次官、法務事務官及び法務教官の在職とみなす。

附 則〔昭和二九年五月二七日法律第一二六号抄〕

- 1 この法律は、昭和二十九年六月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に地方裁判所に訴の提起があつた事件については、第三十三条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 当分の間、最高裁判所の規則で指定する簡易裁判所の民事訴訟に関する事務は、その所在地を管轄する地方裁判所又はその支部の所在地に設立された簡易裁判所で最高裁判所の規則で

指定するものが取り扱う。

- 4 前項の規定により簡易裁判所が指定されたときは、その指定前に管轄簡易裁判所で受理した事件は、同項の規定にかかわらず、なおその簡易裁判所で完結する。前項の規定による指定が解除されたときも、これに準ずる。
- 5 各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、家庭裁判所調査官補に家庭裁判所調査官の職務を行わせることができる。
- 6 この法律の施行の際現に家事調査官、家事調査官補、少年調査官又は少年調査官補の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、それぞれ、家事調査官及び少年調査官は家庭裁判所調査官に、家事調査官補及び少年調査官補は家庭裁判所調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

附 則〔昭和二九年六月八日法律第一六三号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律〔中略〕は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日〔昭和二九年七月一日〕から施行する。
- 7 この法律の施行後一年間は、この法律による改正後の法律の規定中「都道府県公安委員会」とあるのは「都道府県公安委員会又は市公安委員会」と、「都道府県警察」とあるのは「都道府県警察又は市警察」と、「道府県警察本部長」とあるのは「道府県警察本部長又は市警察本部長」と読み替えるものとする。

附 則〔昭和三二年五月一日法律第九一号〕

沿革

平成一六年 三月三十一日号外法律第八号〔裁判所法の一部を改正する法律附則六条による改正〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三五年六月二五日法律第一〇四号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三七年五月一六日法律第一四〇号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則〔昭和三十九年六月二四日法律第一一四号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四〇年三月三十一日法律第二七号〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、裁判所法附則の改正規定は、同年九月一日から施行する。

(検察審査会法の一部改正)

2 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正)

3 裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(司法書士法の一部改正)

4 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(裁判所職員定員法の一部改正)

5 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第二三号〕

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四一年七月一日法律第一一一号抄〕

沿革

平成一九年 三月三十一日号外法律第一八号〔執行官法の一部を改正する法律による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和四一年一二月政令三八〇号により、昭和四一・一二・三一から施行〕

(執行吏の取り扱った事務等についての経過措置)

第七条 この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定は、別段の定めがある場合を除き、執行吏がこの法律の施行前に職務を行なうべき命令又は

委任を受けた事務についても適用する。ただし、旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

- 2 この法律の施行前に旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて執行吏がした強制執行その他の職務行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつて執行官がしたものとみなす。
- 3 この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつてした執行吏に対する委任その他の行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつてした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。
- 4 前二項の規定は、この法律の施行前に旧執達吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官がした職務行為及びこれに対して当事者その他の関係人がした行為について準用する。

附 則〔昭和四五年五月一八日法律第六七号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (民事訴訟法の一部改正)
- 3 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和五三年六月二三日法律第八二号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則〔昭和五七年八月二四日法律第八二号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成七年四月一九日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成七年七月政令二八六号により、平成七・一〇・一八から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一〇年五月六日法律第五〇号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期

間及び国庫から給与を受ける期間については、なお従前の例による。

附 則〔平成一二年一二月六日法律第一四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(検討等)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成一四年一二月六日法律第一三八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第三条及び附則第十一条の規定 平成十八年四月一日

(司法修習生の修習期間等に関する経過措置)

第十一条 第三条の規定の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間については、なお従前の例による。

2 新法附則第二項又は前条の規定により新司法試験に合格した者とみなされた者であつて、第三条の規定の施行後に採用された司法修習生については、最高裁判所の定めるところにより、同条の規定による改正後の裁判所法第六十七条第一項の修習において裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を十全に修得させるため、必要な修習期間の伸長その他の措置を講ずることができる。

附 則〔平成一五年七月一六日法律第一〇九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一五年一二月政令五一二号により、平成一六・四・一から施行〕

(裁判所法の一部改正に伴う家庭裁判所調査官の事務等に関する経過措置)

第十五条 前条の規定の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、同条の規定による改正後の裁判所法第六十一条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔平成一五年七月二五日法律第一二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。〔後略〕

(簡易裁判所の管轄の拡大に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、第一条の規定による改正後の裁判所法第三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に司法書士又は司法書士法人がした司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第三条第二項に規定する簡裁訴訟代理関係業務の範囲を超える行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一六年三月三十一日法律第八号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(裁判所法等に係る資格要件に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前における裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条(判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)第一条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十四条、検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)第十九条並びに弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

(検察庁法の一部改正)

第三条 検察庁法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(検察審査会法の一部改正)

第四条 検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(弁護士法の一部改正)

第五条 弁護士法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(裁判所法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 裁判所法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月一八日法律第一二〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

附 則〔平成一六年一二月一〇日法律第一六三号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

3 裁判官の報酬等に関する法律(昭和三十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一七年七月一五日法律第八三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。〔後略〕

（助教授の在職に関する経過措置）

第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一 〔略〕

二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条

三～十六 〔略〕

附 則〔平成一八年五月八日法律第三六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則〔平成一九年三月三十一日法律第一八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則〔平成二〇年六月一八日法律第七一号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二〇年一〇月政令三三五号により、平成二〇・一二・一五から施行〕

附 則〔平成二二年一二月三日法律第六四号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新裁判所法」という。）附則第四項の規定は、平成二十二年十一月一日からこの法律の施行の日の前日までに採用された司法修習生についても、適用する。

3 新裁判所法附則第四項に規定する日までに採用され、同日後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、同日後においても、なお従前の例による。

4 新裁判所法附則第四項後段の規定により読み替えて適用する裁判所法第六十七条第二項の規定による給与については、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百六十三号）附則第三項による改正前の裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第十四条ただし書に規定する給与の例による。

5 この法律の施行の際、現に裁判所法第六十七条の二第一項に規定する修習資金の貸与の申請をしている司法修習生については、この法律の施行の日に同項の申請を撤回したものとみなす。

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

〔平成二三年五月二五日法律第五三号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二三年五月二五日法律第五三号〕

この法律は、新非訟事件手続法〔非訟事件手続法＝平成二三年五月法律第五一号〕の施行の日〔平成二五年一月一日〕から施行する。

附 則〔平成二四年八月三日法律第五四号〕

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中裁判所法第六十七条の二第三項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二五年六月一九日法律第四八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、条約〔国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約＝平成二六年一月条約第二号〕が日本国について効力を生ずる日〔平成二六年四月一日〕から施行する。

附 則〔平成二九年四月二六日法律第二三号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

附 則〔平成二九年六月二一日法律第六七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条及び第六条の規定 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約〔平成二九年七月条約第二一号〕が日本国について効力を生ずる日〔平成二九年八月一〇日〕

二 〔略〕

下級裁判所事務処理規則

改正 昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号
昭和23年12月28日最高裁判所規則第38号
昭和24年7月1日最高裁判所規則第12号
昭和25年11月15日最高裁判所規則第25号
昭和28年6月30日最高裁判所規則第9号
昭和29年6月1日最高裁判所規則第8号
昭和30年11月17日最高裁判所規則第10号
昭和32年6月15日最高裁判所規則第11号
昭和34年10月1日最高裁判所規則第12号
昭和39年3月26日最高裁判所規則第2号
昭和40年3月31日最高裁判所規則第5号
昭和41年10月15日最高裁判所規則第8号
昭和44年3月25日最高裁判所規則第1号
昭和44年9月1日最高裁判所規則第6号
昭和48年7月16日最高裁判所規則第5号
昭和59年3月29日最高裁判所規則第2号
昭和61年10月30日最高裁判所規則第5号
昭和63年7月20日最高裁判所規則第4号
平成6年6月30日最高裁判所規則第3号
平成16年3月31日最高裁判所規則第7号
平成17年2月14日最高裁判所規則第7号
平成24年3月12日最高裁判所規則第2号

下級裁判所事務処理規則を次のように定める。

下級裁判所事務処理規則

第一条 この規則で、裁判所とは、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所をいう。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二条 司法年度は、一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

第三条 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の各支部に勤務する裁判官が一人のときは、その裁判官を支部長とし、二人以上のときは、最高裁判所がそのうちの一人に支部長を命ずる。

② 支部長は、当該支部の事務を総括する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四条 各高等裁判所及び各地方裁判所に部を置く。高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に部を置くことができる。

② 部の数は、最高裁判所が当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、これを定める。

③ 部には、合議体を構成するに足りる裁判官を置く。

④ 部に属する裁判官のうち一人は、部の事務を総括する。

⑤ 前項の規定により部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、

家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし、その他の部においては、毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする。

⑥ 最高裁判所は、前項の指名を受けた裁判官に病気その他の事由により引き続き差支のあるときは、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、その指名を取り消すことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二九最裁規八・昭三〇最裁規一〇・昭五九最裁規二・平一七最裁規七・一部改正)

第五条 合議体は、一の部又は支部の裁判官でこれを構成する。

② 合議体では、第三条第二項又は前条第四項の裁判官が裁判長となる。但し、部が置かれない家庭裁判所においては、家庭裁判所長が裁判長となる。

③ 前項の裁判官に差し支えのあるときは、第六条第一項又は第三項の規定により定められた順序により、他の裁判官が裁判長となる。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第六条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める。

③ 前二項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定め、知的財産高等裁判所の各部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部において、これを定める。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第七条 前条第一項又は第三項（各部の裁判官に対する裁判事務の分配に係る部分を除く。）の規定により定められた事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の部の事務が多過ぎる場合、裁判官が退官、転官又は転所した場合その他長期にわたる欠勤等のために裁判官に引き続き差支のある場合を除いては、司法年度中、これを変更しない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第八条 二人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差支のあるときの代理順序は、毎年あらかじめ、監督地方裁判所が、これを定める。

② 前条の規定は、前項の規定により定められた事務の分配及び裁判官に差支のあるときの代理順序について、これを準用する。

第九条 開廷の日割は、各裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。但し、簡易裁判所においては、司法行政事務を掌理する裁判官がこれを定める。

② 前項本文の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における開廷の日割は、知的財産高等裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第十条 裁判官が、その勤務する裁判所の所在地外で職務を行おうとするときは、当該裁判所にその旨を届け出なければならない。

第十条の二 第四条の部に裁判所書記官及び裁判所速記官を置く。

② 各地方裁判所及び各家庭裁判所の裁判官で第四条の部に属しないもの及び各簡易裁判所の裁判官は、前項の規定の適用については、第四条の部とみなす。

(昭二五最裁規二五・追加、昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十一条 裁判所は、当該裁判所及び管轄区域内の裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官に、互いにその職務を補助させることができる。

(昭二四最裁規一二・昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十二条 裁判官会議は、高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長官が、家庭裁判所においては家庭裁判所長官が、必要に応じてこれを招集する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十三条 各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事（判事の権限を有する判事補を含む。）の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、高等裁判所長官、地方裁判所長官又は家庭裁判所長官は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十四条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該裁判官会議を組織する各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十五条 裁判官会議は、公開しない。但し、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

② 判事補（判事の権限を有する者を除く。）及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、所属の裁判所又は当該職務を行う裁判所の裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

③ 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べるができる。但し、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べるができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

⑤ 裁判官会議において適当と認めるときは、当該裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二五最裁規二五・昭四一最裁規八・一部改正)

第十五条の二 検察審査会事務局長は、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所の定めるところにより、検察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

(昭四四最裁規六・追加)

第十六条 裁判官会議は、当該裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ決議をすることができない。

第十七条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

第十八条 裁判官会議の議事については、議事録を作らなければならない。

② 議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びこれを作った者が、これに署名しなければならない。

第十九条 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十条 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を当該裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。

② 裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

第二十条の二 第十二条から前条まで(第十五条の二を除く。)の規定は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議について準用する。この場合において、第十二条中「高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が」とあるのは「知的財産高等裁判所長が」と、第十三条中「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事(判事の権限を有する判事補を含む。)」とあるのは「知的財産高等裁判所に勤務する判事」と、同条及び第十九条中「高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長」とあるのは「知的財産高等裁判所長」と、第十五条第二項中「判事補(判事の権限を有する者を除く。)」及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官」とあるのは「高等裁判所の裁判官の職務を行う裁判官のうち知的財産高等裁判所に勤務する裁判官」と、同条第三項中「事務局長」とあるのは「知的財産高等裁判所事務局長」と、同条第四項中「首席書記官及び首席家庭裁判所調査官」とあるのは「知的財産高等裁判所首席書記官」と読み替えるものとする。

(平一七最裁規七・追加)

第二十一条 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十二条 各高等裁判所長官、各地方裁判所長、各家庭裁判所長、各支部長又は部の事務を総括する各裁判官に差支のある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要があるときは、当該裁判官会議の議により、これを変更する。

③ 第一項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所長又は知的財産高等裁判所の部の事務を総括する各裁判官に差し支えのある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定める。

④ 第二項の規定は、前項の規定による代理順序について準用する。この場合において、第二項中「裁判官会議」とあるのは、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」と読み替えるものとする。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第二十三条 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差支のある場合において、これを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所を監督する地方裁判所が、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要があるときは、監督地方裁判所がこれを変更する。

第二十四条 各高等裁判所の事務局に総務課、人事課及び会計課を、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に総務課及び会計課を置く。

② 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各支部並びに各簡易裁判所に庶務課を置く。

③ 前項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所事務局に庶務第一課及び庶務第二課を置く。

④ 第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の指定する簡易裁判所に、その庶務をつかさどらせるため、事務部を置く。事務部に第一課及び第二課を置く。

⑤ 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

⑥ 知的財産高等裁判所事務局に知的財産高等裁判所事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。知的財産高等裁判所事務局長は、知的財産高等裁判所長の監督を受けて、知的財産高等裁判所事務局の事務を掌理し、知的財産高等裁判所事務局の職員を指揮監督する。

⑦ 第四項に規定する事務部に事務部長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務部長は、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の監督を受けて、事務部の事務を掌理し、事務部の職員を指揮監督する。

⑧ 各課に課長一人を置き、当該裁判所に勤務する裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長については当該高等裁判所が、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の課長については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、これを命ずる。課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

⑨ 各課の組織及び所掌事務に関しては、最高裁判所が別に定める。

⑩ 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、第一項及び第二項の規定に異なる定をすることができる。

(昭三四最裁規一二・全改、昭三九最裁規二・昭四四最裁規一・昭四四最裁規六・昭四八最裁規五・昭六一最裁規五・昭六三最裁規四・平六最裁規三・平一七最裁規七・平二四最裁規二・一部改正)

第二十五条 削除（昭二八最裁規九）

第二十六条 地方裁判所又は家庭裁判所が、最高裁判所に、簡易裁判所が、最高裁判所又はその監督上級の高等裁判所に指示を求め、又は報告をするには、特別の定のある場合を除いて、中間の監督上級裁判所を経由しなければならない。但し、緊急の事項については、直接に指示を求め、又は報告をすることができる。この場合においては、当該地方裁判所、当該家庭裁判所又は当該簡易裁判所は、速やかに中間の監督上級裁判所にその旨を報告しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十七条 裁判所と中央官庁、外国に在る日本の官庁及び外国官庁との間に文書を往復するには、特別の定のある場合を除いて、最高裁判所を経由しなければならない。但し、中央官庁との間に訴訟書類を往復する場合は、この限りでない。

第二十八条 各高等裁判所、各地方裁判所、各家庭裁判所、知的財産高等裁判所及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の各裁判官は、この規則の施行に関して必要な事項を定めることができる。ただし、司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官が定める場合には、当該裁判所を監督する地方裁判所の認可を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

附則

この規則は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

附則(昭和三三年一二月二八日最高裁判所規則第三八号)抄

第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則(昭和三四年七月一日最高裁判所規則第一二号)

この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則(昭和三五年一月一五日最高裁判所規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三八年六月三〇日最高裁判所規則第九号)

この規則は、昭和二十八年七月一日から施行する。

附則(昭和三九年六月一日最高裁判所規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三〇年一月一七日最高裁判所規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三二年六月一五日最高裁判所規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一二号)

1 この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に課長又は主任の職にある者は、この規則による改正後の第二十四条の規定により、この規則施行の日に、それぞれ課長又は室長を命ぜられたものとみなす。

附則(昭和三九年三月二六日最高裁判所規則第二号)抄

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三〇年三月三一日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則(昭和三一年一〇月一五日最高裁判所規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三四年三月二五日最高裁判所規則第一号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則(昭和三四年九月一日最高裁判所規則第六号)抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に資料室長の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、当該裁判所の資料課長を命ぜられたものとみなす。

附則(昭和三八年七月一六日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三〇日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二〇日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二四年三月一二日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

民事局
刑事局
行政局
家庭局

(昭二八最裁程二・全改、昭三四最裁程六・昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・平一六最裁程八・一部改正)

第二条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 最高裁判所の裁判官会議及び裁判官の庶務に関する事項
- 二 機密に関する事項
- 三 公印の保管に関する事項
- 四 文書の接受、発送及び調製並びに文書事務の管理に関する事項
- 五 文書の審査及び進達に関する事項
- 六 文書の開示に関する事項
- 七 情報公開・個人情報保護審査委員会の庶務に関する事項
- 八 儀式典礼に関する事項
- 九 官報掲載に関する事項
- 十 渉外連絡に関する事項
- 十一 外国の司法制度の調査研究に関する事項

(昭五五最裁程一・昭五九最裁程二・平三最裁程三・平一〇最裁程一・平二七最裁程三・一部改正)

第三条 広報課においては、広報に関する事務をつかさどる。

(昭三四最裁程六・全改、昭五五最裁程一・平三最裁程三・一部改正)

第三条の二 情報政策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 情報化の推進及び情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項
- 二 情報システムの整備及び管理に関する事項
- 三 統計情報に関する事項

(平一六最裁程八・追加、平二八最裁程二・一部改正)

第三条の三 情報政策課に情報セキュリティ室を置く。

2 情報セキュリティ室においては、前条第一号に定める事務のうち情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事項をつかさどる。

3 情報セキュリティ室に室長を置く。

(平二九最裁程三・追加)

第四条 総務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二八最裁程二・全改、昭三五最裁程一・昭三八最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第七条繰上、平一六最裁程八・一部改正)

第五条 総務局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所及び弁護士に関する法規その他司法制度に関する事項
- 二 弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則の制定に関する

事項

- 三 事務総局の組織に関する規則の制定等事務総局内の総合連絡に関する事項
- 四 外国弁護士の承認に関する事項
- 五 裁判所並びに裁判所の支部及び出張所の設立及び廃止並びに開廷場所の指定に関する事項
- 六 国会、内閣及び弁護士会との連絡に関する事項
- 七 会同及び協議会並びに委員会に関する事項
- 八 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報等の取扱いに関する事項
- 九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づき最高裁判所又は最高裁判所長官が審査庁として行う事務に関する事項
- 十 最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項
- 十一 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の庶務に関する事項
- 十二 裁判所職員再就職等監視委員会の庶務に関する事項
- 十三 最高裁判所行政不服審査委員会の庶務に関する事項
- 十四 事務総局の他の局及び課に属しない事項
- 十五 総務局の他の課に属しない事項

（昭三五最裁程一・全改、昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第八条繰上・一部改正、平三最裁程三・平一五最裁程二・平一六最裁程八・平二〇最裁程七・一部改正、平二六最裁程一・一部改正、平二八最裁程二・一部改正）

第六条 総務局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所職員の定員に関する事項
- 二 裁判所職員（裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補、執行官及び廷吏を除く。）の執務に関する事項
- 三 図書その他一般資料の整備に関する事項
- 四 最高裁判所判例集等の刊行に関する事項
- 五 裁判所時報の刊行に関する事項

（昭三五最裁程一・全改、昭四〇最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第九条繰上、平三最裁程三・平一六最裁程四・一部改正、平二六最裁程一・一部改正）

第七条 総務局第三課においては、裁判所書記官、裁判所速記官及び廷吏の執務に関する事務をつかさどる。

（昭三八最裁程一・追加、昭四〇最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第九条の二繰上、平一六最裁程四・一部改正）

第八条 削除（平二八最裁程二）

第九条 人事局に総務課、任用課、能率課、調査課、公平課及び職員管理官を置く。

（平二八最裁程二・追加）

第十条 人事局総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判官以外の裁判所職員（民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就職

等監察官及び最高裁判所に設置された各種委員会等の委員等を除く。)の任免等に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)

- 二 裁判官以外の裁判所職員の採用試験、選考等に関する事項
- 三 給与に関する事項(裁判官の報酬の決定に関する事項を除く。)
- 四 退職手当等に関する事項
- 五 公務災害補償に関する事項
- 六 裁判官以外の裁判所職員の人事評価に関する事項
- 七 退職管理に関する事項
- 八 人事記録に関する事項
- 九 人事局の事務の総合調整に関する事項
- 十 人事局の他の課及び職員管理官の所掌に属しない事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の三繰上、平二八最裁程二・全改)

第十一条 人事局任用課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判官の指名、補職等に関する事項
- 二 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第四十五条第一項の選考に関する事項
- 三 裁判官の報酬の決定に関する事項
- 四 裁判官の人事評価に関する事項
- 五 裁判官の服務に関する事項
- 六 民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就職等監察官及び最高裁判所に設置された各種委員会等の委員等の任免等に関する事項(分限及び懲戒に関する事項を除く。)
- 七 司法修習生の採用、罷免、考試等に関する事項
- 八 司法修習委員会の庶務に関する事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の四繰下・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十二条 削除(平二八最裁程二)

第十三条 人事局能率課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判官以外の裁判所職員に対する研修に関する事項(最高裁判所に所属する者に対する研修及び裁判所以外の機関が実施する研修に関する事項に限る。)
- 二 表彰に関する事項
- 三 保健等に関する事項
- 四 裁判官以外の裁判所職員の勤務時間及び職務に係る倫理その他の服務に関する事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の六繰下・一部改正、平二一最裁程一・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十四条 人事局調査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 分限、懲戒等に関する事項
- 二 栄典等に関する事項

(昭二五最裁程九・追加、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の七繰下・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十五条 人事局公平課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 不利益処分についての審査請求その他の審査請求についての審査に関する事項
- 二 災害補償の実施に関する審査の申立てについての審査に関する事項
- 三 給与の決定に関する審査の申立てについての審査に関する事項
- 四 勤務条件に関する行政措置の要求についての審査に関する事項
- 五 人事についての苦情処理に関する事項
- 六 裁判所職員退職手当審査会の庶務に関する事項

(昭二五最裁程九・追加、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の八繰下、平二八最裁程二・一部改正)

第十六条 人事局職員管理官は、次の事務をつかさどる。

- 一 職員団体に関する事項
- 二 勤務条件に関する裁判官以外の裁判所職員の意見、要望等の調査に関する事項

(昭四三最裁程一・追加、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の八の二繰下・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十七条 経理局に総務課、主計課、営繕課、用度課、監査課、管理課及び厚生管理官を置く。

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の六繰下、昭二四最裁程二・一部改正、昭二五最裁程九・旧第十条の七繰下、昭三八最裁程一・昭四九最裁程二・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の九繰下)

第十八条 経理局総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国有財産に関する事項
- 二 経理局の他の課及び厚生管理官の所掌に属しない事項

(昭二四最裁程二・全改、昭二五最裁程九・旧第十条の八繰下、昭二七最裁程一一・昭三八最裁程一・昭四三最裁程一・昭四九最裁程二・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十繰下・一部改正)

第十九条 経理局主計課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 予算の編成及び執行に関する事項
- 二 決算に関する事項
- 三 最高裁判所の歳入及び歳出に関する事項
- 四 最高裁判所の保管金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事項

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の八繰下、昭二五最裁程九・旧第十条の九繰下、昭二七最裁程一一・昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・

一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十一繰下・一部改正)

第二十条 経理局営繕課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 工事に関する調査、設計、実施及び監督に関する事項
- 二 工事の請負契約に関する事項

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の九繰下、昭二四最裁程二・一部改正、昭二五最裁程九・旧第十条の十繰下、昭四〇最裁程四・昭四一最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十二繰下・一部改正)

第二十一条 経理局用度課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 物品の管理に関する計画に関する事項
- 二 最高裁判所の物品の調達及び管理に関する事項
- 三 最高裁判所の役務の調達に関する事項
- 四 最高裁判所の自動車の運行に関する事項

(昭二四最裁程二・追加、昭二五最裁程九・旧第十条の十一繰下、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十三繰下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第二十二条 経理局監査課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 会計法規に関する事項
- 二 会計監査に関する事項
- 三 会計に関する一般調査に関する事項

(昭二四最裁程二・追加、昭二五最裁程九・旧第十条の十二繰下、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十四繰下)

第二十三条 経理局管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 庁舎等の管理及び安全保持に関する事項
- 二 最高裁判所の庁舎等の管理業務の委託に関する事項
- 三 最高裁判所の電話交換及び役務作業に関する事項

(昭五九最裁程二・追加)

第二十四条 経理局厚生管理官は、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所共済組合に関する事項
- 二 子を監護する者に対する給付金に関する事項
- 三 勤労者財産形成促進に関する事項
- 四 確定拠出年金に関する事項

(昭五九最裁程二・追加、平二二最裁程三・一部改正、平二八最裁程四・追加)

第二十五条 民事局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十一条繰下)

第二十六条 民事局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 民事実体法規に関する事項
- 二 商事実体法規に関する事項
- 三 民事裁判資料等の刊行に関する事項
- 四 民事関係資料の整備に関する事項

五 民事局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五五最裁程二・旧第十二条繰下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 民事訴訟の手續の法規に関する事項
- 二 非訟事件及び民事調停の手續の法規に関する事項
- 三 前二号の手續の規則の制定に関する事項
- 四 第一号及び第二号の手續による事件に関する事項
- 五 専門委員（第三十四条第七号に規定する専門委員を除く。）、司法委員、鑑定委員及び民事調停委員に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十三条繰下、平一五最裁程七・一部改正、平二九最裁程三・一部改正)

第二十八条 民事局第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 民事執行、保全執行及び倒産の手續の法規に関する事項
- 二 前号の手續の規則の制定に関する事項
- 三 第一号の手續による事件に関する事項
- 四 執行官に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭四一最裁程五・昭五五最裁程一・昭五五最裁程三・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十四条繰下、平三最裁程三・一部改正、平一二最裁程三・一部改正)

第二十九条 刑事局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十五条繰下)

第三十条 刑事局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 刑事実体法規に関する事項
- 二 検察審査会に関する事項
- 三 刑事局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十六条繰下、一部改正)

第三十一条 刑事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 刑事訴訟の手續の法規に関する事項
- 二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）に関する事項
- 三 第一号の手續及び前号の法律に基づく手續の規則の制定に関する事項
- 四 前号の手續による事件に関する事項
- 五 精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十七条繰下・一部改正、平一五最裁程七・一部改正)

第三十二条 刑事局第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 刑事関係資料の整備に関する事項
- 二 刑事手續の運用の実態調査に関する事項

三 刑事執務資料等の刊行に関する事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十八条繰下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第三十三条 行政局に第一課及び第二課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十九条繰下、平二九最裁程三・一部改正)

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項
- 二 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の報告等に関する事項
- 三 知的財産権に関する法規に関する事項
- 四 知的財産権に関する訴訟の手續の規則の制定に関する事項
- 五 知的財産権に関する事件に関する事項
- 六 知的財産権関係裁判資料等の刊行に関する事項
- 七 知的財産権に関する事件に関与する専門委員に関する事項
- 八 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の補助に関する事項
- 九 行政局の他の課に属しない事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十条繰下・一部改正、平三最裁程三・平二七最裁程三・一部改正、平二八最裁程二・一部改正、平二九最裁程三・一部改正)

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 行政、国家賠償及び労働に関する法規に関する事項
- 二 行政事件訴訟及び労働審判の手續の法規に関する事項
- 三 行政事件訴訟、労働に関する訴訟及び労働審判の手續の規則の制定に関する事項
- 四 行政、国家賠償及び労働に関する事件に関する事項
- 五 行政裁判及び労働関係裁判の資料等の刊行に関する事項
- 六 労働審判員に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十一条繰下、平三最裁程三・平二七最裁程三・一部改正、平二九最裁程三・一部改正)

第三十六条 削除 (平二九最裁程三)

第三十七条 家庭局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・追加、昭五九最裁程二・旧第二十二条の二繰下)

第三十八条 家庭局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 少年審判に関する法規に関する事項
- 二 少年審判の手續の規則の制定に関する事項
- 三 前号の手續による事件に関する事項
- 四 少年審判に関する関係機関との連絡に関する事項
- 五 家庭裁判資料等の刊行に関する事項
- 六 家庭事件に関する資料の整備に関する事項

七 家庭局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・追加、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十二條の三繰下、平三最裁程三・平一五最裁程七・一部改正、平二五最裁程一・一部改正)

第三十九条 家庭局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 家事審判及び家事調停に関する法規に関する事項
- 二 人事訴訟に関する法規に関する事項
- 三 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）に関する事項
- 四 家事審判、家事調停及び人事訴訟の手續並びに前号の法律に基づく手續の規則の制定に関する事項
- 五 前号の手續による事件に関する事項
- 六 参与員及び家事調停委員に関する事項
- 七 家事審判、家事調停、人事訴訟及び第三号の法律に関する関係機関との連絡に関する事項

(昭二三最裁程二七・追加、昭五五最裁程一・旧第二十二條の五繰上・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十二條の四繰下、平三最裁程三・平二〇最裁程五・一部改正、平二五最裁程一・一部改正、平二六最裁程一・一部改正)

第四十条 家庭局第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の執務に関する事項
- 二 家庭事件の科学的調査に関する事項

(昭五五最裁程一・追加、昭五九最裁程二・旧第二十二條の五繰下)

第四十一条 各局長において必要と認めるときは、その局の一の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官に属する事務を適宜他の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官において処理させることができる。

(昭二三最裁程二七・昭三八最裁程一・昭四三最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十三條繰下)

附則

この規程は、最高裁判所事務局規則施行の日から、これを施行する。

(施行の日＝昭和二二年一二月一日)

附則（昭和二三年七月二五日最高裁判所規程第一四号）

この規程は、昭和二十三年七月二十五日から、これを施行する。

附則（昭和二三年九月六日最高裁判所規程第一七号）

この規程は、昭和二十三年九月六日から、これを施行する。

附則（昭和二三年一二月二八日最高裁判所規程第二七号）

この規程は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則（昭和二四年一月二八日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和二十四年二月一日から施行する。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規程第一三号）

- この規程は、昭和二十四年七月一日から施行する。
- 附則（昭和二十四年七月一日最高裁判所規程第一六号）
この規程は、最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十七号）施行の日（昭和二十四年七月一日）から施行する。
- 附則（昭和二十五年六月一二日最高裁判所規程第九号）
この規程は、昭和二十五年七月一日から施行する。
- 附則（昭和二十七年五月一二日最高裁判所規程第一一号）
この規程は、昭和二十七年五月十二日から施行する。
- 附則（昭和二十七年一二月二七日最高裁判所規程第一九号）
この規程は、昭和二十八年一月一日から施行する。
- 附則（昭和二十八年三月三〇日最高裁判所規程第二号）
この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規程第三号）
この規程は、昭和三十三年六月十五日から施行する。
- 附則（昭和三四年九月三〇日最高裁判所規程第六号）
この規程は、昭和三十四年十月一日から施行する。
- 附則（昭和三五年四月二七日最高裁判所規程第一号）
この規程は、昭和三十五年五月一日から施行する。
- 附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規程第一号）
この規程は、昭和三十八年五月一日から施行する。
- 附則（昭和三九年四月二五日最高裁判所規程第三号）
この規程は、昭和三十九年五月一日から施行する。
- 附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規程第三号）
この規程は、昭和四十年四月一日から施行する。
- 附則（昭和四〇年七月一〇日最高裁判所規程第四号）
この規程は、昭和四十年九月一日から施行する。
- 附則（昭和四一年九月一〇日最高裁判所規程第三号）
この規程は、昭和四十一年九月十日から施行する。
- 附則（昭和四一年一二月一日最高裁判所規程第五号）
この規程は、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から施行する。
- （施行の日＝昭和四一年一二月三一日）
- 附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規程第一号）
この規程は、昭和四十三年五月一日から施行する。
- 附則（昭和四九年四月一〇日最高裁判所規程第二号）
この規程は、昭和四十九年四月十一日から施行する。
- 附則（昭和五五年二月二七日最高裁判所規程第一号）
この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 附則（昭和五五年四月二三日最高裁判所規程第三号）
この規程は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五

年十月一日) から施行する。

附則(昭和五九年六月二〇日最高裁判所規程第二号)

この規程は、昭和五十九年六月二十五日から施行する。

附則(平成三年七月一七日最高裁判所規程第三号)

この規程は、平成三年八月一日から施行する。

附則(平成一〇年三月四日最高裁判所規程第一号)

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附則(平成一二年二月九日最高裁判所規程第三号)

この規程は、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

附則(平成一五年三月二六日最高裁判所規程第二号)

この規程は、平成十五年五月一日から施行する。

附則(平成一五年十一月一九日最高裁判所規程第七号)

この規程の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条第一号及び第三十八条の改正規定 人事訴訟法(平成十五年法律第九号)の施行の日
- 二 第二十七条第五号の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)の施行の日
- 三 第三十一条の改正規定 平成十五年十一月十九日

附則(平成一六年三月三十一日最高裁判所規程第四号)

この規程は、裁判所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八号)の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則(平成一六年十一月一七日最高裁判所規程第八号)

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

附則(平成二〇年一〇月二九日最高裁判所規程第五号)

この規程は、少年法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十一号)の施行の日(平成二十年十二月十五日)から施行する。

附則(平成二〇年一二月二四日最高裁判所規程第七号)

この規程は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号)の施行の日(平成二十年十二月三十一日)から施行する。

附則(平成二一年三月二五日最高裁判所規程第一号)

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則(平成二二年三月三十一日最高裁判所規程第三号)

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則(平成二五年二月一三日最高裁判所規程第一号)

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則(平成二六年二月五日最高裁判所規程第一号)

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則(平成二七年三月四日最高裁判所規程第三号)

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
附則（平成二八年三月二日最高裁判所規程第二号）

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
附則（平成二八年一二月二一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。
附則（平成二九年三月一日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

大法廷首席書記官等に関する規則（原文は縦書き）

- 昭和二十九年六月一日最高裁判所規則第九号
 改正 昭和三十年三月一日最高裁判所規則第一号
 同三四年一〇月一日同第一三号
 同三八年四月二二日同第五号
 同四〇年一月二九日同第二号
 同四〇年三月三十一日同第五号
 同四二年六月一〇日同第六号
 同四三年四月二〇日同第一号
 同四四年九月一日同第七号
 同四五年五月二五日同第四号
 同五三年二月三日同第一号
 同五六年三月三〇日同第三号
 平成六年六月三〇日同第三号
 同九年十一月二六日同第六号
 同一〇年七月二七日同第三号
 同一二年七月一九日同第一〇号
 同一六年三月三十一日同第七号
 同一七年二月一四日同第七号
 同一七年七月二七日同第一一号
 同一九年三月二九日同第三号
 同二〇年五月三〇日同第七号
 同二二年三月一七日同第二号
 同二三年七月二九日同第二号

首席書記官等に関する規則を次のように定める。

大法廷首席書記官等に関する規則

（昭五六最裁規三・改称）

首席書記官等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第二十六号）の全部を改正する。

（大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官）

第一条 最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。

2 大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

4 小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

（昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭五三最裁規一・一部改正）

（訟廷首席書記官）

第二条 最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。

2 訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

（昭三八最裁規五・追加、昭五三最裁規一・旧第一条の二繰下・一部改正）

（首席書記官）

第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の家庭裁判所に首席書記官を置く。

2 最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。

3 首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

6 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（昭三〇最裁規一・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・一部改正）

（知的財産高等裁判所首席書記官）

第三条の二 知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所首席書記官を置く。

2 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（平一七最裁規七・追加）

（次席書記官）

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く。

2 次席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。

4 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助け、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の首席書記官を助ける。

（昭四三最裁規一・追加、昭四五最裁規四・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条

の二繰下・昭五六最裁規三・平一二最裁規一〇・平一六最裁規七・平一九最裁規三・平二三最裁規二・一部改正)

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に総括主任書記官を置く。

2 総括主任書記官は、当該地方裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二三年最高裁判所規則第一六号）第四条の部をいう。以下同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第一〇条の二第二項の規定により部とみなされるものをいう。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命じる。

3 総括主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(平一〇最裁規三・追加、平一六最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任書記官)

第五条 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

2 主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。

4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

(昭三四最裁規一三・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第三条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任速記官)

第五条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に主任速記官を置く。

2 主任速記官は、当該地方裁判所の部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任速記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(昭五六最裁規三・追加、平一六最裁規七・一部改正)

(訟廷管理官)

第六条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

- 2 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。
- 3 訟廷管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 4 訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、第五条第四項の上席の主任書記官又は同条第五項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては速記に関する訟廷事務をそれぞれ除く。）をつかさどる。

（昭三四最裁規一三・追加、昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一四第四條繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

（裁判員調整官）

第六条の二 地方裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所の支部に裁判員調整官を置く。

- 2 裁判員調整官は、当該地方裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 裁判員調整官は、刑事の首席書記官の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

（平二〇最裁規七・追加、平成二二年最裁規二・一部改正）

（速記管理官）

第七条 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記管理官及び刑事の速記管理官又は速記管理官を置く。

- 2 速記管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 速記管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、当該地方裁判所のその他の裁判所速記官の一般執務についての指導監督に関し、首席書記官を助け、かつ、首席書記官の命を受けて速記に関する訟廷事務をつかさどる。

（昭五三最裁規一・追加、昭五六最裁規三・平九最裁規六・平一六最裁規七・一部改正）

（他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係）

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

（昭三四最裁規一三・旧第四条繰下・一部改正、昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規一・昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第五条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、昭和三四年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた主任書記官の任命は、この規則による改正後の第三条の規定によつて行われたものとみなす。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三八年五月一日から施行する。

附則（昭和四〇年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四〇年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年六月一〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四三年五月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、昭和四四年一〇月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四五年五月二五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和四五年六月一日から施行する。

附則（昭和五三年二月三日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五三年二月一五日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五六年四月六日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成九年十一月二六日最高裁判所規則第六号）

この規則は、平成九年十二月一日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一九日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、平成一二年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二七日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、平成一七年八月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年七月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

大法廷首席書記官等に関する規則の運用について

平成6年7月18日総一第183号高等裁判所長官, 地方,
家庭裁判所長あて事務総長依命通達

改正 平成9年11月26日総一第322号
平成10年3月20日総一第85号
平成10年7月27日総一第227号
平成16年4月1日総一第189号
平成17年2月14日総一第00068号
平成17年7月27日総一第00069号
平成19年3月29日総一第000326号
平成20年5月30日総一第000776号
平成21年3月27日総一第000345号
平成22年1月27日総一第000022号
平成22年3月29日総一第000347号
平成23年7月29日総一第000913号
平成26年2月13日総一第168号

大法廷首席書記官等に関する規則(昭和29年最高裁判所規則第9号。以下「規則」という。)の運用について下記のとおり定めましたので, これによってください。

なお, 簡易裁判所に対しては, 所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 首席書記官の職務

1 指導監督

- (1) 首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定により裁判所書記官及び裁判所速記官(以下「裁判所書記官等」という。)の一般執務について行う指導監督((2)から(4)までにおいて「指導監督」という。)については, 次に定めるところによる。
 - ア 裁判所書記官等の事務が法律, 規則, 規程, 通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査閲する。
 - イ 査閲に当たっては, 次に掲げる事項に重点を置く。
 - (ア) 事件に関する記録その他の書類の作成, 整理及び保管に関する事項
 - (イ) 事件に関する法令, 判例等の調査の補助に関する事項
 - (ウ) 事件に関する帳簿諸票の備付け等に関する事項
 - (エ) 事件に関する送達及び通知に関する事項
 - (オ) 保管金, 押収物等の取扱いに関する事項
 - (カ) 予納郵便切手及び収入印紙の取扱いに関する事項
 - (キ) 録音反訳の利用に関する事項
 - (ク) 事件に関する速記及びこれに関する事務に関する事項
 - ウ 査閲の結果その他の事由により必要があると認めるときは, 裁判所書記官等の事務について下級裁判所事務処理規則(昭和23年最高裁判所規則第16号)第4条の部(同規則第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。以下単に「部」という。)の相互の間を調整し, 裁判所書記官等に指示を与え, 又はこれを指導する。
 - エ 裁判所書記官等の事務が適正かつ能率的に処理されるための諸施策を企画立案し, 及び実施する。
 - オ 裁判所書記官等の勤怠, 執務の態度及び行状に留意し, 必要があると認めるときは, これに注意を与える。
- (2) 首席書記官は, 指導監督に関し, 必要と認める事項について, 当該裁判所書記官等の属する部の裁判官に意見を述べるができる。
- (3) 首席書記官は, 指導監督に関し, 主任書記官, 主任速記官, 訟廷管理官, 裁判員調整官又は速記管理官に補佐させることができる。
- (4) 首席書記官の指導監督の権限は, 裁判所書記官の補助者として部に配置された裁判所

事務官に及ぶ。

2 訟廷事務

首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定によりつかさどる訟廷事務とは、次に掲げる事項に関する事項をいう。

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件に関する記録の受領及び送付に関する事項
- (3) 事件に関する帳簿諸票の整備に関する事項
- (4) 国選弁護人に関する事項
- (5) 押収物等の受入れ、仮出し及び処分に関する事項
- (6) 事件報告の資料の収集等に関する事項
- (7) 裁判事件票その他の裁判統計の資料の作成に関する事項
- (8) 事件に関する記録その他の書類の保存、廃棄及び独立行政法人国立公文書館への送付並びに事件に関する帳簿諸票の保存及び廃棄に関する事項
- (9) 当事者その他の関係人の事件に関する記録その他の書類及び証拠物の閲覧及び謄写に関する事項
- (10) 当事者その他の関係人の請求による事件に関する記録その他の書類の正本、謄本、抄本等の交付に関する事項
- (11) 裁判書、控訴趣意書、上告理由書等の浄書及び謄写に関する事項
- (12) 裁判官及び裁判所書記官のてん補に関する事項
- (13) 廷吏の配置及び指導監督に関する事項
- (14) 法廷、準備手続室、審判廷、調停室等の事件のために使用する各室の管理に関する事項
- (15) 裁判事務用器具の使用の調整に関する事項
- (16) 過料の徴収に関する事項
- (17) 法廷警備等の連絡及び協議に関する事項
- (18) 録音反訳に係る庶務に関する事項
- (19) 裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者への通知、裁判員候補者に対する調査その他の裁判員及び補充裁判員の選任に関する事項
- (20) 裁判所速記官のてん補に関する事項
- (21) 裁判所速記官の事務の連絡調整に関する事項

3 支部の裁判所書記官等に対する権限

首席書記官は、当該裁判所の支部の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。

4 管内の下級裁判所の裁判所書記官等に対する権限

- (1) 首席書記官は、当該裁判所の命により、管轄区域内の下級裁判所の裁判所書記官等の一般執務及び訟廷事務について指導監督することができる。
- (2) 高等裁判所は、首席書記官が行う管轄区域内の地方裁判所の裁判所速記官の一般執務及び速記に関する訟廷事務についての指導監督に関し、当該高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の速記管理官に補佐させることができる。

第2 知的財産高等裁判所首席書記官の職務

1 指導監督

知的財産高等裁判所首席書記官が規則第3条の2第3項の規定により裁判所書記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

2 訟廷事務

知的財産高等裁判所首席書記官が規則第3条の2第3項の規定によりつかさどる訟廷事務については、第1の2に定める首席書記官の例による。

第3 次席書記官の職務

1 首席書記官の補佐

- (1) 次席書記官が規則第4条第3項及び第4項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定により行う職務のすべてに及ぶ。
- (2) 次席書記官の配置された支部においては、当該次席書記官が、(1)の補佐として、当該支部の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

2 首席書記官の職務の代行

- (1) 規則第4条第1項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、当該裁判所の民事の首席書記官若しくは刑事の首席書記官に事故のあるとき、又は民事の首席書記官若しくは刑事の首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。
- (2) 規則第4条第1項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、当該家庭裁判所の家事の首席書記官若しくは少年の首席書記官に事故のあるとき、又は家事の首席書記官若しくは少年の首席書記官が欠けたときは、その職務を行い、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、当該家庭裁判所の首席書記官に事故のあるとき、又は首席書記官が欠けたときは、その職務を行う。

第4 総括主任書記官の職務

総括主任書記官が規則第4条の2第3項の規定により主任書記官等の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

第5 主任書記官の職務

1 指導監督

主任書記官が規則第5条第3項及び第4項の規定により裁判所書記官等の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

2 訟廷事務

規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官及び同条第5項に規定する主任書記官が同条第4項又は第5項の規定によりつかさどる訟廷事務については、第1の2に定める首席書記官の例による。

第6 主任速記官の職務

主任速記官が規則第5条の2第3項の規定により裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

第7 訟廷管理官の職務

1 指導監督

訟廷管理官が規則第6条第4項の規定によりその下に配置された裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

2 訟廷事務

訟廷管理官が規則第6条第4項の規定によりつかさどる訟廷事務とは、第1の2に掲げる事務をいう。ただし、裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては同2の(19)に掲げる事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては同(20)及び(21)に掲げる事務をそれぞれ除く。

第8 訟廷副管理官の設置等

1 訟廷副管理官の設置

- (1) 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷副管理官及び少年の訟廷副管理官又は家事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷副管理官を、最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は訟廷副管理官を置く。
- (2) 訟廷副管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷副管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷副管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- (3) 民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官並びに訟廷副管理官は、裁判所速記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の訟廷管理官若しくは刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を助ける。
- (4) 家事の訟廷副管理官及び少年の訟廷副管理官は、訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の訟廷管理官又は少年の訟廷管理官を助ける。

2 係及び係長の設置

- (1) 訟廷管理官の事務を分掌させるため、その下に、別に定めるところにより係を置く。
- (2) 各係に、係長を置く。
- (3) 係長は、当該裁判所の裁判所書記官の中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (4) 係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

3 専門職の設置

- (1) 訟廷管理官の下に、別に定めるところにより専門職を置く。
- (2) 専門職は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (3) 専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。
- (4) 専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

4 調査員の設置

- (1) 訟廷管理官の下に、別に定めるところにより調査員を置く。
- (2) 調査員は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (3) 調査員は、上司の命を受けて、特定の調査その他の事務に従事する。

5 主任の設置

- (1) 訟廷管理官の下に、別に定めるところにより主任を置く。
- (2) 主任は、当該裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）が命ずる。
- (3) 主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

6 裁判所書記官及び裁判所事務官の配置

規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官（訟廷管理官の置かれている裁判所の支部及び簡易裁判所の上席の主任書記官を除く。）及び同条第5項に規定する主任書記官の訟廷事務を補助させるため、その下に相応な員数の裁判所書記官及び裁判所事務官を配置することができる。

第9 裁判員調整官の職務

裁判員調整官が規則第6条の2第3項の規定によりつかさどる裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務とは、第1の2の(9)に掲げる事務をいう。

第10 裁判員調整官の下に置く係の設置等

1 係及び係長の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより係を置く。
- (2) 係に、係長を置く。
- (3) 係長は、当該地方裁判所の裁判所書記官の中から当該地方裁判所が命ずる。
ただし、最高裁判所の指定する係の係長については、当該地方裁判所の裁判所書記官又は裁判所事務官の中から当該地方裁判所が命ずる。
- (4) 係長は、上司の命を受けて、係の事務をつかさどる。

2 専門職の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより専門職を置く。
- (2) 専門職は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。
- (3) 専門職は、上司の命を受けて、専門の事務に従事する。
- (4) 専門職には、その従事する事務を特定する名称を冠することができる。

3 調査員の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより調査員を置く。
- (2) 調査員は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。
- (3) 調査員は、上司の命を受けて、特定の調査その他の事務に従事する。

4 主任の設置

- (1) 裁判員調整官の下に、別に定めるところにより主任を置く。
- (2) 主任は、当該地方裁判所の裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から当該地方裁判所が命ずる。
- (3) 主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

第11 速記管理官の職務

1 指導監督

- (1) 速記管理官が規則第7条第3項の規定によりその下に配置された裁判所速記官の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

- (2) 速記管理官が規則第7条第3項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第3条第4項の規定により行う裁判所速記官の一般執務についての指導監督のすべてに及ぶ。
- 2 訟廷事務
速記管理官が規則第7条第3項の規定によりつかさどる速記に関する訟廷事務とは、第1の2の(20)及び(21)に掲げる事務をいう。
- 第12 速記副管理官の設置等
- 1 速記副管理官の設置
- (1) 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官を置く。
- (2) 速記副管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- (3) 民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官は、裁判所速記官の一般執務についての指導監督及び速記に関する訟廷事務に関し、当該地方裁判所の民事の速記管理官又は刑事の速記管理官を助ける。
- 2 裁判所事務官の配置
速記管理官の速記に関する訟廷事務を補助させるため、その下に相応な員数の裁判所事務官を配置することができる。
- 第13 その他
- 1 首席書記官等の職務権限の調整
民事の首席書記官及び刑事の首席書記官の職務権限の調整は当該高等裁判所若しくは地方裁判所の長又は司法行政事務を掌理する当該簡易裁判所の裁判官が、家事の首席書記官及び少年の首席書記官の職務権限の調整は当該家庭裁判所の長が行う。
- 2 首席書記官等の意見の聴取
高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所、知的財産高等裁判所又は司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官は、次に掲げる事務を処理するについて、当該職員を監督する首席書記官（当該職員が次席書記官の配置された支部の職員である場合にあっては、当該次席書記官）、知的財産高等裁判所首席書記官、規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官又は同条第5項に規定する主任書記官の意見を聴くものとする。
- (1) 職員の配置
- (2) 職員の昇格、昇給その他の身分に関する処置
- (3) 職員の研修及び協議会の企画
- 3 上席の主任書記官の指名
規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官は、当該支部又は簡易裁判所の主任書記官の中から、高等裁判所の支部の上席の主任書記官については当該高等裁判所が、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の上席の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が指名する。

付記

- 1 実施
この通達は、平成6年8月1日から実施する。
- 2 通達の廃止
昭和56年4月1日付け最高裁総一第90号事務総長依命通達「大法廷首席書記官等に関する規則の運用について」（以下「旧通達」という。）は、平成6年7月31日限り、廃止する。
- 3 経過措置
- (1) この通達の実施前に旧通達の定めによりされた民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官を置く地方裁判所の指定並びに民事の速記副管理官及び刑事の速記副管理官を置く地方裁判所の指定は、この通達記第6の1の(1)又は記第8の1の(1)の定めによりされたものとみなす。
- (2) この通達の実施の際現に旧通達の定めにより訟廷副管理官、係長、専門職、調査員、主任又は速記副管理官に任命されている者は、この通達記第6の1の(2)、2の(3)、3の(2)、4の(2)若しくは5の(2)又は記第8の1の(2)の定めにより任命されたものとみなす。

(3) この通達の実施前に旧通達の定めによりされた規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官の指名は、この通達記第9の3の定めによりされたものとみなす。

付記（平9. 11. 26総一第322号）

この通達は、平成9年12月1日から実施する。

付記（平10. 3. 20総一第85号）

この通達は、平成10年4月1日から実施する。

付記（平10. 7. 27総一第227号）

この通達は、平成10年8月1日から実施する。

付記（平16. 4. 1総一第189号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

付記（平17. 2. 14総一第00068号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付記（平17. 7. 27総一第00069号）

この通達は、平成17年8月1日から実施する。

付記（平19. 3. 29総一第000326号）

この通達は、平成19年4月1日から実施する。

付記（平20. 5. 30総一第000776号）

この通達は、平成20年8月1日から実施する。

付記（平21. 3. 27総一第000345号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付記（平22. 1. 27総一第000022号）

この通達は、平成22年2月1日から実施する。

付記（平22. 3. 29総一第000347号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

付記（平23. 7. 29総一第000913号）

この通達は、平成23年8月1日から実施する。

付記（平26. 2. 13総一第168号）

この通達は、平成26年4月1日から実施する。